

あいち海上の森センターの管理運営について

公開ヒアリングの結果

- センター設置から10年間の成果と課題を踏まえ、改めて今後のコンセプトを明確化し、必要に応じて見直し、充実も検討すべき。
- 海上の森に限定した取組ではなく、モデル的な拠点として、人材育成などその効果を県全域に幅広く波及させるような取組も検討すべき。
- 運営手法は手段。海上の森条例の趣旨に沿った形で、協働の促進に資するならば、県直営に固執せず、指定管理者制度の導入も含めて検討すべき。

平成27年10月29日(木) 中日新聞(朝刊) 県内版 24面

中

産業科学技術センター 海上の森センター

「県改革方針再検討を」

県の行政改革についての有識者の意見を聞く公聴会が二十八日から二日間の日程で、名古屋市中区の県三の丸庁舎で始まった。「あいち産業科学技術総合センター」(本部・豊田市八草町)と「あいち海上の森センター」(瀬戸市)に関して、県の改革方針は具体性を欠くなどの理由で「再検討が必要」と判定された。

地元企業の技術支援を担う「あいち産業科学技術総合センター」で議論されたのは、それぞれ「拠点としての下部機関の「産業技術センター」(瀬戸市、常滑市)と「繊維技術センター」(一宮市、蒲郡市)。県は全拠点の存続を前提に「技術相談や指導業務は各拠点に必要なが、研究開発は再編、集約を図る」と説明した。

質問者からは「なぜ全拠点の存続が前提なのか」と疑問が相次ぎ、六人のうち四人が再検討を求めた。

海上の森センターは「既に清掃や警備など多くの業務で民間委託を進めており、引き続き効率的な運営に努める」との県の方針に対し、「指定管理者制度の導入も検討するべきだ」などと注文が付き、質問者八人全員が再検討が必要とした。

(第3種郵便物認可)

「二十九日は、県立高校施設の老朽化対策など」「職員福利厚生

信サイト「Ustream」でも中継される。公聴会は二〇一一年度から毎年開催。本年度は企業経営者や大学教授ら有識者が質問者として、県が選んだ六項目の改革方針が妥当かどうかを判定する。(赤川肇)

# 行政改革の推進に向けた 外部有識者による公開ヒアリング

愛知県

- 本県では、現在、「しなやか県庁創造プラン」（愛知県第六次行革大綱）に基づき、全庁をあげて行政改革を推進していますが、その取組の一環として、行政改革の推進に資する提言を得るとともに、行政改革に対する県民の皆様の理解を深めていただくことを目的に、「行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング」を開催します。

## 実施概要

### 1 日時

平成27年10月28日（水）午前10時から午後3時（開場 午前9時30分）

10月29日（木）午前10時から午後2時45分（開場 午前9時30分）

### 2 場所

愛知県三の丸庁舎8階 大会議室（名古屋市中区三の丸2-6-1）

### 3 実施者（敬称略）

役割	氏名	職名
コーディネーター	加藤 義人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部名古屋本部副本部長
質問者	大谷 基道	名古屋商科大学 経済学部教授
	面高 俊文	元 株式会社デンソーユニティサービス 代表取締役社長
	加藤 栄司	一般社団法人地域問題研究所 主席研究員
	桜木 三喜夫	稲沢市 総務部長
	戸田 敏行	愛知大学 地域政策学部教授
	樋口 貴子	株式会社キャリアデザイン 代表取締役社長
	三島 知斗世	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 理事・調査研究部長
山谷 清志	同志社大学 政策学部教授	

※質問者は、ヒアリング対象項目により異なります。

## ヒアリング対象項目の内容・論点等

### ■平成27年10月28日（水）

対象項目(担当部局)	現状	論点
①あいち産業科学技術総合センターのあり方 (産業労働部)	○同センターの本部と6技術センターのうち、窯業・繊維に係る4技術センターが技術支援を行っている窯業及び繊維産業は、製造品出荷額等とともに全国第1位だが、県内事業所数や従業者数は減少傾向。 ○4技術センターの施設は築40年以上が経過。	○地場産業の振興を図る観点から、4技術センターのより効果的・効率的な技術開発支援体制・手法をどう構築するか。
②あいち海上の森センターの管理運営のあり方 (農林水産部)	○同センターは、愛知万博記念の森としての海上の森を、県と県民が協働で保全活用するための拠点施設。 ○本年度、「第2次海上の森保全活用計画」(平成28年度～)を策定予定。	○同センターの効果的・効率的な管理運営により、県と県民等との協働をどのように深化させるべきか。
③流域下水道事業の公営企業会計への移行 (建設部)	○県は、関係市町の管理する公共下水道からの汚水を適正に処理するため、流域下水道の管渠及び処理場を建設し、維持管理。 ○平成27年1月、国は下水道事業について、27～31年度までの5年間に、地方公営企業法の全部又は一部(財務規定等)を適用し、複式簿記・発生主義による公営企業会計に移行するよう要請。	○経営状況の的確な把握、より効率的で質の高い経営のため、公営企業会計への移行や、さらなる民間活力の導入にどう取り組むべきか。

### ■平成27年10月29日（木）

対象項目(担当部局)	現状	論点
④県立高等学校施設の老朽化対策等 (教育委員会)	○県立学校の施設は昭和40年代から50年代の生徒急増期に建設された建物が全体の約7割を占めており、経年劣化による損傷が顕著。 ○本県の中学校卒業生数は、平成27年度以降、緩やかに減少。今後10年間では、33年度に過去のボトム(18年度)を下回るが、18年度と同水準前後で推移する見込み。	○老朽化対策に際し、学校に求められる水準を満たしつつ、経費の縮減や平準化にどう取り組むべきか。 ○一層の合理化・効率化を図りつつ、適正な学校運営にどう取り組むべきか。
⑤職員福利厚生施設のあり方 (総務部)	○県職員の福利厚生を図ることを目的とする施設(病院・宿泊)の運営を地方職員共済組合愛知県支部へ委託。 ○愛知三の丸病院は、入院及び外来の患者数が減少傾向。 ○アイリス愛知・サンヒルズ三河湾の両宿泊施設は、宴集会、レストラン等の利用が低下傾向。	○同病院の更なる経営改善や、より一層抜本的な見直しにどう取り組むべきか。 ○両宿泊施設の利用向上にどう取り組むべきか。
⑥(公財)愛知水と緑の公社環境部のあり方 (環境部)	○県は公社環境部に「大気汚染測定局の測定機器等保守管理業務」及び「豊田環境保全センター(産廃処分場)跡地維持管理業務」を委託。 ○技術と経験を有する公社環境部の職員が平成30年度までに退職予定。	○両業務の執行体制の確立(民間委託化等)にどう取り組むべきか。また、公社環境部はどうあるべきか。

○公開ヒアリング結果

**「海上の森条例の趣旨に沿った形で、協働の促進に資するならば、県直営に固執せず、指定管理者の導入も含めて検討すべき。」**  
との意見が出され、再検討することとなった。

1 あいち海上の森センター(以下、センターという。)の管理運営の考え方について

- 愛知万博開催前から、海上の森の保全・活用のあり方について、県が中心となり関係者と調整を行ってきた。  
その結果、条例を制定し、万博の理念を風化させることなく、海上の森を愛知万博記念の森として、**県と県民等の協働により、将来にわたって、保全・活用に取り組むこと等を県の責務として位置づける**とともに、その拠点としてセンターを設置した。

2 指定管理者制度とは

- この制度は、平成15年から始まり、多様化する住民ニーズにより、**より効果的、効率的**に対応するため、公の施設の管理を**民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等**を図ることを目的とする。  
具体的には、公園、体育館、運動場、その他宿泊施設等が挙げられる。

3 センターにおける指定管理者制度導入の可否について

- センターは将来にわたって、県が責務を果たすための拠点として設置したものであり、指定管理者制度導入の目的にはなじまない。
- 大きな裁量権を与え、包括的に任せる指定管理者制度を導入することは、「県と県民等」との協働により行ってきた取組が「民間と県民等」によるものとなり、協働の取組から県が一步、後退することにつながるため、県の責務を果たすという条例の趣旨にそぐわない。

【参考1】センターの業務体系

区 分		主な業務内容	
県単独	公の施設 センター本館と遊歩施設 面積約5ha	①施設管理	○施設の管理・運営・維持補修修繕 清掃、警備、点検
		②活用の取組	○体験学習等の実施 ○森林・里山整備のための人材育成 ○情報発信
県民等との協働	③保全の取組 約505ha 県有林の管理	○自然環境調査 ○森林・農地整備、維持管理 ○情報発信	
県単独		○海上の森の会、企業、学校、地元等との調整	
		○海上の森の土地・財産管理	
		○保全活用計画の作成・進行管理	

【参考2】指定管理のイメージ図

